

# お客様本位の業務運営に関する方針

平成 29 年 6 月  
インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社

## 本方針について

インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社(以下「当社」と言います。)は、インタラクティブ・ブローカーズ・グループが掲げる理念を日本において実現し、以って「お客様本位の業務運営」を実現するため、今般当社従業員の行動規範として本方針を策定いたしました。

下記では、「お客様の最善の利益の追求」「利益相反の適切な管理」「手数料等の明確化」「重要な情報の分かりやすい提供」「お客様にふさわしいサービスの提供」「従業員に対する適切な動機づけの枠組み等(従業員教育)」の各項目に分けて、その具体的な内容をご説明致します。

## 【お客様の最善の利益の追求】

当社は、世界各国 100 以上のマーケットへのアクセスを有し、また、低廉な手数料にてお客様に投資機会を提供することをその基本理念としている、インタラクティブ・ブローカーズ・グループの日本における拠点として業務を行っておりますが、当社グループが考える「お客様の最善の利益」とは、お客様が望まれる商品の投資機会を、可能な限り低廉な手数料で実現することにより、総合的に快適な投資環境を提供することであり、また、これと併せて、過去に、業務を通じた運用経験や、その他一定以上の投資経験をお持ちのお客様に対し、高度な取引環境をご提供することをその目的としています。

当社におきましては、①国内市場における取引に関しては、当社自身による注文の取次ぎを行っていますが、これとは別に、②海外市場における取引に関しては、世界中の各市場へのアクセスを有する当社の在米グループ会社を通じてサービスを提供するという、取引を2つのチャンネルに分ける形態を採っております。しかしながら、海外市場における取引(在米グループ会社経由取引)に際しても、国内におけるのと同様のサービスを提供するために、当該海外市場取引にも精通した顧客サービス部門を当社内に配置し、お客様の対応にあたっています。

## 【利益相反の適切な管理】

最良の市場仲介者として、お客様からの注文を取り扱うことをその理念とする当社グループにおきまして、通常の業務を行う限り、当社自身が、お客様の利益を不当に

害するおそれのある取引(利益相反取引)を行うことは想定されておりません。しかしながら、事前にあらゆる場合を網羅的に想定することは現実的には困難な面もあります。そのため、お客様が当社グループにおいて取引を開始されるにあたっては、事前にカスタマー・アグリーメントにてその旨を説明し、お客様に十分にご理解いただくこととしています。

なお、当社において実際に利益相反取引が起こり得るかどうかという問題とは別に、利益相反の概念及びそれに係る法令諸規則上の規定を理解することは、金融商品取引業者に広く求められる一般的な知識として重要です。当社におきましては定期的な社内研修の一環として、利益相反の管理についても十分な説明を行っています。

## 【手数料等の明確化】

お客様が、証券会社の店舗での対面取引、電話等による取引等、様々な選択肢がある中で、オンライン取引を選択される大きな理由として、アクセスの容易さに加え、低廉な手数料が挙げられるのは当然のことと思いますが、前述のとおり、当社が掲げる、お客様にとっての「総合的に快適な投資環境」の大きな柱の1つとして、低廉な手数料設定が挙げられており、当社におきましては、お客様の取引の取扱いに関し、自動化・システム化を極限まで推し進めることにより、その実現を図っております。また、その内容は、同業他社の手数料設定を勘案しながら、常に見直されております。

また、当社におきましては、各種取引に係る手数料をホームページ上で公表するのみならず、契約前交付書面におきましても、各商品のリスク説明用の同書面に加え、お客様の利便を考慮し、取引種毎の手数料を実額(或いは取引価格に対する掛目の実数値)にて表示した同書面を別途まとめており、これら通じて、他社との比較における「低廉な手数料設定」の実施状況を分かりやすい形でお客様に提示しています。

## 【重要な情報の分かりやすい提供】及び【お客様にふさわしいサービスの提供】

最初に、当社グループにおきましては、上述の通り、一定以上の投資経験をお持ちのお客様を念頭に、高度な取引環境のご提供を通じた、質の高いサービスを提供するため、お取引に先立ち、他社と比べより高い、且つ具体的な数字(年数・投資回数)を伴った投資経験を確認させていただき、これを以って、当社が提供するサービスと、それを利用されるお客様の商品知識・投資経験等が合致していることを確認させていただくこととしています。

当社が提供する商品に関して、重要な情報の提供は、第一義的には商品毎の契約締結前交付書面を通じた説明によってこれを行います。契約締結前交付書面の作成にあたっては、法令上求められる内容・水準を満たしているかどうかの検討のみな

らず、当社が提供するサービスの独自性を踏まえ、その内容が十分にお客様に伝わる内容となっているかどうかの観点からの検討が加えられ、最終的な内容がまとめられています。

また、これを補うものとして、顧客サービス部門によるお客様へのご対応が挙げられますが、重要な情報を十分にご理解いただけるよう、同部門の教育にも力を入れております。

## **【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】**

当社はオンライン証券会社であり、最良の市場仲介者を標榜する当社にとって、お客様の最善の利益を意識して行動することは当然の前提であり、また従業員各自が業務を行うにあたっては、そのことを常に念頭に置く必要があります。

当社は、社内教育・研修等を通じたや法令諸規則や社内規程の理解の徹底によりお客様本位の行動・判断の実現を図ると共に、金融商品・IT 技術・規制対応等への知識・スキルの強化を図るものとします。

以上